

1 手続き方法

児童生徒の在学する学校へ令和 年 月 日（ ）までに児童生徒1人につき「就学援助希望届」を1部ずつ提出してください。

その後、「和歌山市就学援助認定申請書」、「和歌山市就学援助口座振込依頼書」が学校より配布されますので児童生徒1人につき1部提出してください。

※兄弟、姉妹が既に就学援助の認定を受けている場合でも申請が必要です。

2 添付書類 ※該当する方のみ

ア 児童扶養手当の全部受給の場合（申請理由①の場合） ※児童手当ではありません

・**児童扶養手当証書の写し**（有効期限の入った面と氏名、生年月日、金額の入った面）

イ 令和6年1月2日以降に和歌山市に転入し、アではない場合

・**令和6年度所得の証明書**（令和5年1月～12月分の所得）

転入前の市町村発行分の令和6年度所得の証明書を保護者及び同居家族（同一生計家族）内で平成21年4月1日以前に生まれた方全員分提出してください。

令和7年6月以降は令和7年度所得の証明書でも可（令和6年1月～12月分の所得）

ウ 失業中の場合（申請理由③の場合）

・**雇用保険受給資格者証の写し**（失業日のわかるもの）または**離職票（退職証明書）の写し**

エ 病気休業中の場合（申請理由③の場合）

・**医師の診断書**および・**直近3か月分の給与明細の写し**

※ウ、エの場合、申請書の「家庭状況で特に伝えておきたいこと」の欄に内容の記入が必要です。

※上記以外に別途必要なもののご提出をお願いする場合があります。

3 注意事項

○生活保護受給中の方、すでに就学援助の認定を受けている方は、申請の必要はありません。

○当初の申請期限以後に申請された場合は、4月認定となりませんのでご注意ください。

○家庭事情の急変により援助が必要となった場合は、提出期限を過ぎても随時受け付けます。

ただし認定月については、申請した月（学校へ申請書を提出した月）からの認定になります。

○所得の有無に関わらず、所得の申告がなされていない場合（平成21年4月1日以前に生まれた方）は、教育委員会で所得状況を確認できませんので、申請前に必ず申告（令和6年1月1日以前から本市在住の方は、市役所2階市民税課）をしてください。

○書類の不備や未提出、また同居家族の収入状況や所得の申告を行っていないことにより就学援助制度を受けられなくなる場合があります。

○所得の証明書、所得の申告の年度間違いにはご注意ください。

○就学援助を翌年度も継続する場合は申請書類や添付書類が毎年必要になります。

○虚偽やその他不正な手段で就学援助を受給した場合は返還になります。

4 就学援助申請書の提出先及び提出期限

提出先 各学校 提出期限 令和 年 月 日